

全ての事業者にも必須！

消費税アップと軽減税率で

毎日の経理・事務で変わることに



～消費税引上げと軽減税率導入を迎える前に準備しておきたいポイント～

消費税率10%への引上げと軽減税率制度導入が平成31年10月から実施されます。軽減税率制度の導入は全ての事業者に影響があります。制度導入まであと1年を切り、そろそろ本格的に準備が必要です。

本セミナーでは、毎日の経理・事務をされている担当者さまなど向けに、軽減税率制度の概要のほか、制度導入によって変わる事務処理のポイントなどについてわかりやすく解説します。

日時

平成30年 **11月14日(水)**
14:00～16:00

講師

皿井竹夫税理士事務所 所長
皿井 竹夫氏
(税理士)

会場

珠洲商工会議所 第1研修室

受講料

無料

内容

- ◆ 軽減税率制度の概要
- ◆ 売上(販売)の適用税率の確認
- ◆ 仕入・経費の適用税率の確認
- ◆ 帳簿および請求書等の記載と保存
- ◆ 消費税額の計算と税額計算の特例
- ◆ 消費税率等に関する経過措置
- ◆ 軽減税率制度実施後の価格表示

主催：珠洲商工会議所

珠洲商工会議所 行き (FAX: 0768-82-1608)

『消費税軽減税率対策セミナー』(30年11月14日) 参加申込書

事業所名			電話番号	
参加者名①		参加者名②		

※ご記入いただいた情報は、商工会議所からの各種連絡・情報提供のために利用いたします。

お問合せ・申込み／珠洲商工会議所 TEL:0768-82-1115